

議案第50号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中

「

義歯クリーニング（専用洗浄液及びPMD C）	1床につき	3,240円
------------------------	-------	--------

」を

「

義歯クリーニング（専用洗浄液及びPMD C）	1床につき	3,240円
抗菌処置	1回につき	3,240円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。